国土調査の成果の認証 (地域政策課).....

大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出 ( 商政課 ) ......

公共測量の実施 ( 監理課)

防府都市計画道路事業の事業計画の変更 (都市計画課)......

.....IIO

 $\frac{-}{0}$ 

報

目

次

公安委規則

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)......

:. O

|              |               | (金曜                  |
|--------------|---------------|----------------------|
| 平成二十五年三月二十二日 | 森林法施行細則の一部を改正 | 交番その他の派出所及び駐在所の公安委告示 |

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

# ・法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....

### 山口県規則第二十号

山口県知

Щ

本

繁太郎

森林法施行細則の一部を改正する規則

第四条第一号」に改め、同条第三項第三号中「勾配」を「勾配」に改める。 第十三条中「第二条」を「第四条」に改める。 第三条第一項中「第二条」を「第四条」に改め、 第二条中「第二条」を「第四条」に改める。 第四条第二項及び第三項中「第二条各号」を「第四条各号」に改める。 森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 同条第二項中「第二条第一号」 を

則

八

Щ

П

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所 (森林整備課)......八

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査 ( 監理課 ) ........

保安林の指定 ( 美祢市 ) ( 森林整備課 ) ...... 七

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施 (畜産振興課)........

(環境政策課)......

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

山口県工事執行規則の一部を改正する規則 (技術管理課)......

森林法施行細則の一部を改正する規則 (森林整備課)......

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する

萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 ( 都市計画課 ) ......

.....-七

道路の区域の変更 (道路整備課)......一六

宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可 ( 都市計画課 ) .......

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

### 山口県規則第二十一号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

する。 山口県工事執行規則 (昭和四十九年山口県規則第二十九号) の一部を次のように改正

第四十四条第十項、 第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・一パーセント」を

報

(施行期日)

年三・○パーセント」に改める。

三三一イ

四、000

附

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に締結した契約については、 (経過措置) なお従前の例による。

### 山口県告示第百六号

縦覧に供する。 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 での間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年三月二十二日から同年四月十一日ま 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

平成二十五年三月二十二日

П

山口県知事 Щ 本 繁太郎

住 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 明和化成株式会社

山

所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇

工場又は事業場の名称及び所在地 名 称 明和化成株式会社

特定施設に関する事項 宇部市大字小串一九八八番地の二〇

種類、構造及び使用時間間隔等

| (三基)          | 種類   |     |
|---------------|--|-----|
| 五〇            | 能<br>kg<br>/日<br>力   | 構   |
| 五〇平成二五、一一     | 年予工<br>月 月<br>日定手  |     |
| 平四成二五、一五、一五、一 | 年予工<br>月 完成<br>日定成   | 造   |
| 平四点二五、一二五、一   | 年予使用開 日定   |     |
| 断続            | 間使 用 時 隔間  | 使   |
| 八<br>時<br>間   | 時<br>り<br>の<br>日<br>使<br>当<br>間用<br>た  | 用の方 |
| 変動なし          | 動<br>の<br>概<br>の<br>概<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の | 法   |

| 第二                            | 備考「  | "   | "           | "     |
|-------------------------------|--|-----|-------------|-------|
| 第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。 | 備考 「 三三-イ」とは、水質汚濁防止法施行令 ( 昭和四十六年政令第百八十八号 ) | 五〇" | = 00        | 二、四〇〇 |
| も 造業の用に供                      | 質污濁防止法                                     | "   | "           | "     |
| <b>供する縮合反</b>                 | <b>法施行令(昭</b>                              | "   | "           | "     |
| (応施設をい                        | 和四十六年                                      | "   | "           | "     |
| J°                            | 政令第百八                                      | "   | 断続          | "     |
|                               | 十八号) 引                                     | "   | 八<br>時<br>間 | "     |
|                               | )別表第                                       | "   | "           | "     |

連

続 二四時間

· -

\_ =

 $\dot{\cdot}$ 

 $\dot{\cdot}$ 

"

検査の方法

二 牛の結核病検査

急速凝集反応法

目的 牛の結核病の発生を予防するため

区域

山口県全域

対象となる家畜の種類及び範囲

要があると認めるもの 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

があると認めるもの 受精卵の採取の用に供する雌牛

期日 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

牛のヨー ネ病検査

ツベルクリン皮内注射法

目的

区域

牛のヨーネ病の発生を予防するため

山口県全域

対象となる家畜の種類及び範囲

要があると認めるもの 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必

と認めるもの 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要がある

搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

検査の方法

予備的抗体検出法(スクリーニング法)

2 1による検査の反応が陽性である場合には、**リアルタイム**PCR法

> 兀 伝達性海綿状脳症検査

目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

山口県全域 (萩市見島を除く。)

対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四)

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

検査の方法

(五)

馬伝染性貧血検査

五

目的

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあってはウエス タンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

牛の死体にあっては酵素免疫測定法 (エライザ法

馬伝染性貧血の発生を予防するため

山口県全域

対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部 (平成二十一年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四)

期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

馬インフルエンザ検査 寒天ゲル内沈降反応検査

目的

馬インフルエンザの発生を予防するため

山口県全域

 $(\Xi)$ 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四)

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(四)

期日

70 5

七 豚コレラ検査 簡易抗原検査

(五)

検査の方法

区域

(二)

山口県全域

対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

田 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

豚のオーエスキー 病検査

目的

豚のオーエスキー 病の発生を予防するため

山口県全域

県

対象となる家畜の種類及び範囲

П

- 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚

Щ

> れていない農場から移入したものを除く。) その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認さ年以上確認されていない地域をいう。)から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一十九頭以下である場合にあっては五十八頭を、千頭以上である場合にあっては五十九頭以下である場合にあっては五十八頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあっては五十一頭を、二百一頭以上九百九

四期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

田 検査の方法

ラテックス凝集反応法

目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザ

鶏の京

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため目的

区域

山口県全域

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの」 対象となる家畜の種類及び範囲

四期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

田 検査の方法

びウイルス分離検査) 血清抗体検査 (家畜防疫員が必要があると認める鶏にあっては、血清抗体検査及

- 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

目的

山口県全域

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要が三.対象となる家畜の種類及び範囲

四期日

あると認めるもの

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

家 Ξ (四) (五)  $(\Xi)$ 目的 区 域 目的 区域 期日 山口県全域 注射の方法 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 対象となる家畜の種類及び範囲 山口県全域 牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

 $(\Xi)$ 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため 前年度に注射を受けた牛にあっては筋肉一回注射 前年度に注射を受けていない牛にあっては筋肉二回注射

(四) (五) 期日 注射の方法 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

Щ 本

繁太郎

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ混合予防注射 目的

兀

筋肉一回注射

を予防するため 牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛パラインフルエンザの発生

 $(\Xi)$ 対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛 山口県全域

 $(\Xi)$ 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 注射の方法

(四)

期日

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

第 2443 号 五 牛の炭疽予防注射

筋肉一回注射

牛の炭疽の発生を予防するため

区域

山口県全域

(=)対象となる家畜の種類及び範囲

期日 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

注射の方法

(五)

(四)

皮下一回注射

豚の流行性脳炎予防注射 目的

六

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(四)

(=)

山口県全域

対象となる家畜の種類及び範囲

期日 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

越夏豚にあっては皮下一回注射

未越夏豚にあっては皮下二回注射

### 山口県告示第百九号

安林を次のように指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十五年三月二十二日

保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字南一ツ石二二から二五まで、二八の一、二七四一、字一ツ石三

山口県知事

Щ 本

繁太郎

字新三郎一五二六、字北東垰四九七四の六、字鷹ノ穴五七一三、五七一四 五一四から一五二〇まで、一五二〇の一、一五二二、一五二三、二七四四の一、二七 四まで、八二の一、八三の一、八三の二、八四から八六まで、八九、九〇、九三、一 四、一四八七の一四五、字中山一四八九の一、字古葉山一五〇七から一五一二まで、 から一四八七の一二九まで、一四八七の一三一、一四八七の一三三、一四八七の一四 の三、一五五三の五、字下大平二三九の一、二四〇、二四三、二四四、二四五の一、 四、二七五七、二七六〇、二七六七の二、字上芹田一〇一、一二一の二、二七六二、 四四の二、二七四五、二七四七の一、二七四七の二、二七四九、二七五三、二七五 五、一五二四、一五二五の一、一五二五の二、字大平六六、六九、七〇、七二から七 一四八七の一〇三から一四八七の一〇五まで、一四八七の一一二、一四八七の一一四 七五、一四八七の七六、一四八七の八〇、一四八七の九七から一四八七の九九まで、 四八七の五三まで、一四八七の五五、一四八七の五六、一四八七の六九、一四八七の の三四、一四八七の四〇、一四八七の四一、一四八七の四八、一四八七の五一から一  $\circ$ 、一四八七の一三、一四八七の二 $\circ$ 、一四八七の二一、一四八七の二九、一四八七 二五四まで、二五六、二五七、二七七六の一、字西ノ台一四八七の九、一四八七の一 五〇一、一五〇二、一五〇四の三、一五〇四の八、一五〇四の九、一五〇四の一三、 一、二七六八の一、二七七〇、二七七一、二七七三、二七七五、字山ノ神二五一から 二四六、二五〇、一四八七の一から一四八七の六まで、一四八八の一、二七六七の 二七六五、字芹田一七八、一四九一、一四九二、一四九四、一四九五、一四九九、一 一五〇四の一四、一五〇五、一五二八の二、一五二八の三、一五五三の一、一五五三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、 伐期齢以上のものとする。 美祢市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする

保

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。 、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢

七0;

字南河

11

11

11

"

七〃

字芹田

"

樹栽限立 種の度木 方法びに 及び植 び 様の

### 山口県告示第百十号

三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、 その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。 又はその所在が不分明であるた

平成二十五年三月二十二日

知の内容の要旨

山口県知 事 Щ 本

繁太郎

杉長三

四四四

字

11

椙長五四二の三山陽小野田市大字厚狭字

出かのなり

備流

限度の伐採の

大字厚 字原 子 下字 下 一 一 一

市

中部

修治

係る保安林の所在場所指定施業要件の変更に

的さし保 れて安 た指林 目定と

定施業要件変更に係る指

住森

析

氏名又は名称所 有 者

八

Ξ

\_ 四 五

11

11

び植の

11

11

*II II* 

六 **"** 四

Ξ

杉山

静馬

定施業要件を 住森 所林 氏名又は名称所 有 者

的さし保 れて安 た指林 目定と

養水 源 の

限立

涵かん

対皮の代採の 九町美 山中二二七 七 七 木村 芳雄

. 蓑 則

の髙橋 読 岩 崎

11

Ξ

四八

11

11

び植の

11

11

// //

Ξ

四六

限度の伐採の

// //

11

"

≣

一四 九 の "

"

11

11 11

"

11 八 Ш 本由太郎

山陽小野田市役所

通知の内容を掲示した場所

六

" 11 " 11 11 " 11

八四

"

"

"

11

11

11

11

11

"

11

"

11

" " "

"

通知の内容を掲示した場所 美祢市役所

11

11

11

通 知の内容の要旨

> Ш |口県告示第百十一号

期 という。 ものに限る。 務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される 十七条の十一第二項の規定により、平成二十五年度において県が発注する建設工事等 (以下「 (次の一に掲げるものをいう。以下同じ。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六 方法等について次のとおり定めた。 競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」 及び当該競争入札参加資格の審査 (以下「資格審査」という。 以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札 ) の契約 (地方公共団体の物品等又は特定役 )の申請の時

平成二十五年三月二十二日

山口県知 事 Щ 本 繁太郎

### 建設工事等

建設業法(昭和二十四年法律第百号。 以下「法」 という。 第二条第一項に規定

九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務 ( 以下「建設コンサルタント する建設工事 (以下「建設工事」という。) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十

ルタント業務」という。) 業務」という。) のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサ

競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする

次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であ るもの 法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、 う。) を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した 十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査 (以下「経営事項審査」とい という。)で、平成二十三年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二 建設工事にあっては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者

- 土木一坛工事 九百
- 建築一式工事

県

- 鋼構造物工事 七百五十
- 査において、最上位等級に格付される資格を有するもの 関係建設コンサルタント」という。)で、次に掲げる事項を審査して行う資格審 十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築 る建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあっては、建築士法 (昭和) 務を営む者 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に規定す 建築関係建設コンサルタント業務にあっては、建築関係建設コンサルタント業
- 経営規模

Щ

П

測量等の種類別年間平均実績高 直前の事業年度の終了の日 (以下「審査基準日」という。) 以前二年の公共 資格審査の申請をする日 (以下「申請日」という。) の属する事業年度の

- る自己資本の額 審査基準日の属する事業年度の決算 (以下「基準決算」という。) におけ
- ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- 経営状況
- ア 基準決算における流動比率
- 基準決算における自己資本固定比率
- ゥ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

- 職員の資格取得状況
- (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得
- (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- 登録の有無 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び

(6)

- (7) 規定する一般事業主行動計画 (以下「一般事業主行動計画」という。) の策定 及び届出の有無 次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第百二十号) 第十二条第一項に
- 会社の合併の有無
- その他の事項

申請日までの営業年数

- のとする。 ついては、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するも ら平成二十六年三月三十一日までとする。 ただし、七の二の申請の手続をした者に 競争入札参加資格の有効期間は、 当該競争入札参加資格が認定された日の翌日か
- 資格審査の申請の時期及び方法
- 申請の時期は、随時とする。
- 式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書 (別記第一号様
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 録通知書の写し あっては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント (建築 士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。 ) にあっては登録証明書又は登 県外に主たる営業所を有する建設業者 (以下「県外建設業者」という。) に
- 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあっては、 記第二号様式 営業所一覧表 (別
- 3 建築関係建設コンサルタントにあっては、公共測量等経歴書 (別記第三号様
- 4 建築関係建設コンサルタントにあっては、技術者経歴書 ( 別記第四号様式 )
- 5 納税証明書 (外国法人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明 した同様の書類
- 6 個人にあっては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書 (別記第五号様式)
- 建設業者にあっては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係

7

る総合評定値通知書の写し

建築関係建設コンサルタントにあっては、審査基準日以前二年の各事業年度の

の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し 建築関係建設コンサルタントで二の一の2の4又は5に定める国際標準化機構

テムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあって 建築関係建設コンサルタントで二の一の2の6に定める環境マネジメントシス 当該認証及び登録を証する書面の写し

建築関係建設コンサルタントで二の一の2の7に定める一般事業主行動計画の

策定及び届出を行ったものにあっては、都道府県労働局長に提出した当該届出の 暴力団排除に関する誓約書(別記第八号様式)

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

その他知事が特に必要があると認める書類

付記又は添付をしなければならない。 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の

号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、 に規定する外国貨幣換算率を定める等の件 (平成二十五年財務省告示第二十九 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条 記載しなければならな

号様式)に知事が別に定める書類を添えて、 加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書 ( 別記第六 建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参

知事に提出しなければならない。

兀

共同企業体の特例

Б 資格審査の結果の通知 資格審査の結果は、申請者に通知する。

審査事項等の変更の届出

係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。 争入札参加資格審査事項等変更届 (別記第七号様式) に三の三に掲げる書類 (変更に 争入札参加資格を有する者は、 次に掲げる事項について変更が生じたときは、

許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

商号又は名称

代表者の氏名

営業所の名称、 所在地又は電話番号

> (六) (五) 県内の営業所の新設又は廃止

代理人

七 その他 の種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。 し、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス 種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事と 特定調達契約により平成二十五年度において調達する特定役務のうち建設工事の

とを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。 五年度中に平成二十六年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をするこ 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十

三一三六二九)にすること。 この資格審査についての問合せは、 山口県土木建築部監理課 (電話〇八三-九三

|          |                           |     | _  |               |
|----------|---------------------------|-----|----|---------------|
| (主たる営業所) | 的                         |     |    | <b>第</b> 2号樣式 |
|          | 許可を3<br>建設業5<br>受けて       | 10; | 咏  |               |
|          | 芸受けている<br>美又は登録を<br>ている事業 |     | 業所 |               |

| (その他の営業所) | (主たる)    | 名                               |       |
|-----------|----------|---------------------------------|-------|
| )         | (主たる営業所) | 称                               |       |
|           |          | 許可を受けている<br>建設業又は登録を<br>受けている事業 | ]](j; |
|           |          | 所                               | 業     |
|           |          | 弁                               | 所     |
|           |          | 书                               |       |
|           |          | 電話番号                            |       |
|           |          |                                 |       |

빡

記人要領 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称

を記入すること。

箇所

報

第3号様式

鶦

表

炒 井 渔 鄉 滔 科 **III** 

### 公共測量等の種類

| 記入要領  |         |     |     |     |    |  |               |
|-------|---------|-----|-----|-----|----|--|---------------|
|       |         |     |     |     |    | ×  | ł             |
|       |         |     |     |     |    | 仲  | ŧ             |
|       |         |     |     |     |    | 世間の区   | 元請又は          |
|       |         |     |     |     |    | か。<br>な<br>な<br>な<br>な<br>な<br>た<br>な<br>た<br>に<br>な<br>に<br>な<br>に<br>な<br>に<br>な<br>に<br>な<br>に<br>に<br>な<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 公共 単量等の       |
|       |         |     |     |     |    | のある都道時に  | 公共巡量等等に対しません。 |
|       |         |     |     |     | 田士 | (消費税込み)  | 藤のは消を         |
| 4 年 年 | 1 1 1 1 | 件件1 | 4 4 | - 年 | 年  | 完成(完成予定)<br>年月   | 着手年           |
|       |         |     |     | 田 : | Ш  | '定)  | Ш             |

### 記入要領

- この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
- 測量等について記入すること。 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共
- 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入 「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

号で記入すること。

許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行

「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、

規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第 1 号の記載要領の6の表中の ( ) で示された略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

を記入すること。

技能の認定を受けた旨を記入すること (例…〇〇建築士等)。

「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位

「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは

記人要領

/ 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別葉とすること。

「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること(例…〇〇大学土木

Щ

工学科)。

第4号樣式

芨

峹

啉

谿

怼

甽

( 計画の発言の はない)

|    |    |    |    |    |    |    | 5            | A        |          |
|----|----|----|----|----|----|----|--------------|----------|----------|
|    |    |    |    |    |    |    | П            | ď        | ロに近      |
| 年月 |              | ÷<br>Ĥ   | 公元別里守り推想 |
| Ш  | Ш  | Ш  | Ш  | Ш  | Ш  | Ш  | Ī            |          | S.       |
|    |    |    |    |    |    |    | 学校名          | 最終       |          |
|    |    |    |    |    |    |    | 电弧 体         | 最終学校     |          |
|    |    |    |    |    |    |    | 2000年        | 法令       |          |
| 年  | 弁  | 併  | 併  | 併  | 併  | 弁  | 取得年月         | 法令による免許等 |          |
| 月日           | 等        |          |
|    |    |    |    |    |    |    | 3.75<br>7.7± | 事 黎 级 蘇  |          |
| 年月 | 年月数          | 経馬魚      |          |
|    |    |    |    |    |    |    |              |          |          |

第5号樣式

成年被後見人等に該当しない旨の誓約書

併

田

Ш

山口県知事 燕

住所

(11)

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しな

いことを誓約します。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成25年3月22日 金曜日 Щ

圾

薄

П 県 確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

報

この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、

事実と相違ないこと及び県から

第6号様式(その1)

(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審查申請書

山口県知事 燕

申請者 (共同企業体の代表者)

严

商号又は名称

代表者氏名

係書類を添えて申請します。 下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関

井 (代表者) 回 商号又は名称及び代表者氏名 ₽ 牃 存 9 炒 答 許可を受けて いる建設業 惯 悍 믜 細 巾 悍 믜 併 Ш Ш

無差 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

焔 焳

詘

બ

Ø бЛ

Н Н

軽 種

疋 면

詘

#

年

回

Ш

(特定建設工事共同企業体の場合)

第6号様式(その2)

共同企業体競争入札参加資格審查申請書

年

回

Ш

山口県知事 燕

申請者 (共同企業体の代表者)

疋

商号又は名称

代表者氏名

の審査を関係書類を添えて申請します 下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格

確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。 この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から

| 共 同 企 業 体 の 名 称                              | _   |              |    |   |
|--|-----|--------------|----|---|
| 共 同 企 業 体 の 名 称 商号又は名称及び代表者氏名 いる建設業 許 可(代表者) | Vmn | <b>⇒</b> t   |    |   |
| 企業体の名称<br>1号又は名称及び代表者氏名                      | עשג | 粬            | ** | # |
| 業 体 の 名 称                                    |     | 極新           |    | 回 |
| 業 体 の 名 称                                    |     | 引 表 又 者      |    | ₽ |
| 許可を受けて 許 可 いる建設業 許 可                         |     | はつ           |    | 牃 |
| 許可を受けて 許 可 いる建設業 許 可                         |     | 松及           |    | 存 |
| 許可を受けて 許 可 いる建設業 許 可                         |     | び代           |    |   |
| 許可を受けて 許 可 いる建設業 許 可                         |     | 表            |    | 加 |
| のを受けて<br>多建設業 許 可                            |     | A<br>位       |    | 香 |
| 믜  |     | 可を受け<br>る建設業 |    |   |
|  |     | 丰            |    |   |
|  |     | 믜            |    |   |
|  |     | 米            |    |   |
| dlo  |     | ф            |    |   |
| 中  |     | 卓            |    |   |
| 믜  |     | 믜            |    |   |
|  |     |              |    |   |
|  |     |              |    |   |
|  |     |              |    |   |

無差 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式(その3) (建設コンサルタント共同企業体の場合) 共同企業体競争入札参加資格審查申請書

申請者 (共同企業体の代表者)

代表者氏名 商号又は名称

業務の競争入札参加資格

確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。 の審査を関係書類を添えて申請します。 なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から 뱅

| 成 | 華                  | #                                    |
|---|--------------------|--------------------------------------|
|   | 商号又は名称及び代表者氏名(代表者) | 同企業体の名称                              |
|   | 登録を受けている事業         |                                      |
|   | 殿線番号               |                                      |
|   | 登録年月日              |                                      |
|   |                    | 商号又は名称及び代表者氏名 登録を受けて 登録番号 登録年月 (代表者) |

第7号樣式

競争入札参加資格審查事項等変更届

併

田

Ш

併

田

Ш

山口県知事 燕

商号又は名称

国出者

Ħ

严

代表者氏名

(11)

えて届け出ます。 下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添

쌝

| 变更年月日 | А<br>Н<br>Э | 페<br>Э<br>좌 |     |               | K<br>K<br>H<br>L | H<br>H |        |                              | 業者種別      |  |
|-------|-------------|-------------|-----|---------------|------------------|--------|--------|------------------------------|-----------|--|
|       | 树           | 树           | 6   | 5             | #                | Cu     | 2      | _                            |           |  |
|       | 受後          | 声           | 代理人 | 県内の           | 営業所の             | 代表者の氏名 | 商号又は名称 | 許可番                          | 建設業者      |  |
|       |             |             |     | 県内の営業所の新設又は廃止 | の名称、             | の氏名    | は名称    | 帯上へ                          | ШĀ        |  |
|       |             |             |     | 新設            | 所在地              |        |        | は許可                          | N.W.      |  |
| 弁     |             |             |     | 乙は廃止          | 営業所の名称、所在地又は電話番号 |        |        | 『年月日又』                       | 建設コンサルタント |  |
| 月     |             |             |     |               | 号                |        |        | は登録番号ネ                       | レタント      |  |
|       |             |             |     |               |                  |        |        | 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 |           |  |
|       |             |             |     |               |                  |        |        |                              |           |  |

記入要領

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

紦 00

暴力団排除に関する誓約書

年

田

Ш

8 号様式

山口県知事 蔱

計劃 住 商号又は名称 代表者 氏名

---

第22号までに該当しないことを誓約します。 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号か

を行わないことを併せて誓約します。 また、 入札参加資格取得後においては、 同基準第16号から第22号までに該当する行為

(暴力団排除) 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

16 組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であると 力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その **団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威** る団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力 に関する法律 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定す

17 者」という。)を使用したと認められるとき。 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員 (以下「暴力団関係

П

19 18 対して金銭 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に . 物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。

Щ

20 る で に は 。 る法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ

21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与してい ると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。

22 物処理施設の使用をしたとき。 ると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与してい

注 申請時においては、第/6号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第/6号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第/7号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第/8号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第2/号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第2/号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第2/号中「総結した」とあるのは「総結している」と、第2/号中「あるるのとする。

### 山口県告示第百十二号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十五年三月二十二日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

路 道路の区域 道路の種類 線 名 県道 萩篠生線

| まで同市同大字字引明四七六六の一地先 | 区間                 |        |
|--------------------|--------------------|--------|
| 新                  | 旧                  | 旧新別    |
| 最最<br>広狭           | 最最<br>広狭           | (敷) メ地 |
| 六三六八               | ー<br>四七<br>・<br>四六 | ートル)   |
| 二五六・八              | 二六四・四              | (メートル) |
| 完了による。道路改良工事       |                    | 備      |
| の                  |                    | 考      |

道路の種類 県道

線 名 萩津和野 線

道路の区域

| まで「地先から」の市局大字字引明四七六六の一地先       | 市大  | 区間          |
|--------------------------------|---|-------------|
| 新                              | 旧   | 旧新別         |
| 広狭   J<br>  二一   -<br>  六三   J | 最狭一四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・四・ | (メートル)敷地の幅員 |
| 三五六・八                          | 二六四・四                                     | (メートル) 長    |
| (重用) (重用)                      | 道県路道                                      | 備           |
|                                |   |             |

道路の種類

県道

線

道路の区域

名 迫田篠目停車場線

六

| 地先まで地先まで          | ら 萩市川上字野地八五四七の一地先か                             | 区                |
|-------------------|--|------------------|
| 新                 | 旧  | 旧<br>新<br>別      |
| 最広 二一・四           | 最灰ーパ・四・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・ | (メートル)敷地の幅員      |
| ハハ・七              | 100.0  | (メートル)<br>延<br>長 |
| 完了による。<br>道路改良工事の |  | 備考               |

### 山口県告示第百十三号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

| 山口宇<br>部線道            | 路線名     |
|-----------------------|---------|
| 同市大字東<br>写部市大字<br>葉   | 供       |
| 想<br>恵<br>中<br>中<br>昭 | 用       |
| 梅和<br>田開<br>二作        | 開       |
| 五八三五七五                | 始       |
| 一地先ま                  | Ø       |
| またから                  | X       |
| 5                     | 間       |
|                       |         |
| 二十四日午後四時平成二十五年三月      | 供用開始の期日 |

萩 篠 生 線 路 線 名 同市同大字字引明四七六六の一地先まで萩市大字吉部下字夏目谷四七五一の一地先から 供 用 開 始 の X 間 二十三日平成二十五年三月 供用開始の期日

| ı |   |     |
|---|---|-----|
| 荆 | 始 | 始の区 |

### 山口県告示第百十四号

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本

繁太郎

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・十三東海岸線

宇部都市計画道路事業三・四・十五鍋倉草江線

宇部都市計画道路事業三・五・二十三則貞笹山線

事業施行期間

Ξ

平成十五年八月八日から平成二十八年三月三十一日まで

兀 事業地

宇部市草江二丁目、草江三丁目、 草江四丁目及び大字沖宇部

### 山口県告示第百十五号

画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称 萩都市計画下水道事業萩市公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十三年二月七日から平成二十九年三月三十一日まで

兀 事業地

大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、 字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、 萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大 大

П

Щ

津守町、 字瓦町、 字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大 大字川島、大字椿東、大字上五間町及び大字椿 大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋 大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字

### 山口県告示第百十六号

の一部を次のように改正する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (昭和五十六年山口県告示第六百六十号)

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

二 区域の範囲 通横町地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域 号と十四号を市道横町線南側境界線に沿つて結んだ線、 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三 標柱十四号と十五号を結んだ

| 長  | 市 |
|--|---|
| 門  |   |
| 市  | 名 |
| """"""   | 大 |
|  | 字 |
|  | 名 |
|  | 字 |
| 神  |   |
| ·····································          | 名 |
| 大六九の二地先         七九五五         七九五五         七九五五 | 地 |
|  | 番 |
| 九八七六五四三二一号号号号号号                                | 標 |
|  | 柱 |
|  | 番 |
|  | 1 |

### 山口県告示第百十七号

六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百

平成二十五年三月二十二日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

| <b>코</b> | Ė<br>P        |
|----------|---------------|
| 会周南西支部   | 会周南支部 自家用自動車協 |
| 目六番一二号   | 番二一号万町六       |
| "        | 平成二、          |
| _<br>**  | Ē             |

の

会周南支部社団法人山口県 番二一号 野町六 平 "成二 一、 に改める。

(七六) 危険物取扱者試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出

験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の八第二項の規定により、 指定試

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

指定試験機関の名称

| 一般財団法人消  | 变 |
|----------|---|
| 防試験研究セン  | 更 |
| ンター      | 後 |
| 財団法人消防な  | 变 |
| 院試験研究センタ | 更 |
| 1        | 前 |

変更年月日

平成二十五年四月一日

向

六七〇

十五号

認証年月日

(七七) 消防設備土試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出

出がありました。第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の九第四項において準用する同法

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター 財団法人消防試験研究センター 変 更 前

二変更年月日

平成二十五年四月一日

(七八) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査

平成二十五年三月二十二日

Щ

山口県知事 山 本 繁太郎

国土調査を行った者の名称等

| 萩                          | 山口市             | 下関市                       | 名称の<br>おおれて<br>名称の<br>おおれて<br>おおいて<br>おおいて<br>おいて<br>おいて<br>おいて<br>おいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>のいて<br>の |
|----------------------------|-----------------|---------------------------|--|
| 平成二十四年二月二十七日まで平成二十二年六月四日から | 平成二十四年八月六日まで    | 平成二十二年三月十日まで平成二十年四月二十三日から | 国土調査を行った期間   |
| 萩市地籍<br>類市地籍<br>図          | 山口市地籍簿山口市地籍図    | 下関市地籍簿下関市地籍図              | 成果の名称  |
| 大字椿東の一部                    | 一部・大穂東及び阿東生雲中の各 | 豊田町大字今出の一部                | 国土調査を行った地域   |

平成二十五年三月二十二日

(七九)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十五年四月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十五年二月二十八日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人音音

代表者の氏名 中村真理子

主たる事務所の所在地 山陽小野田市中川五丁目三番一〇号

(八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。書及び活動予算書は、平成二十五年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十五年三月四日

名 称 特定非営利活動法人ほっとにしき 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

表者の氏名 寺本隆宗

主たる事務所の所在地 岩国市錦町広瀬一一二二番地の一

公共測量 (空中写真測量)

作業の地域

萩市及び阿武郡阿武町

Ξ

作業の期間

平成二十五年二月十九日から同年三月二十七日まで

(八三) 防府都市計画道路事業の事業計画の変更

百号) 第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示 (平 防府都市計画道路事業の事業計画の変更について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第

成二十五年中国地方整備局告示第三十一号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本

都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・三・一環状一号線

防府都市計画道路事業三・四・二十七防府富海線

防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線

施行者の名称

山口県

Ξ 事務所の所在地

山口市滝町一番 号

事業地の所在

兀

防府市牟礼柳、 牟礼今宿二丁目、 沖今宿二丁目及び大字牟礼地内

(八四) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十五年三月二十二日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

開発区域に含まれる地域の名称 山陽小野田市大字有帆字菩提寺、字中ケ迫及び字堂前

平成二十五年三月二十二日

開発許可を受けた者の住所及び氏名 山陽小野田市大字有帆三二五番第一 宗教法人熊野神社



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ 県 公 安 委 員

슾

## 山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の

するものを除く。 及び「及び警衛対策課」を削り、 「犯罪捜査支援室を」の下に「、警備部警備課に警衛対策室を」を加える。 第二条第五項中「四課」を「三課」に改め、「警衛対策課」 第四条第五項警備課に関する部分第二号中「並びに警備実施に関連する犯罪の捜査」 )」を削り、 同項警衛対策課に関する部分を削る。 同部分第三号及び第四号中「(警衛対策課の主管に属 を削り、 同条第六項中

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

Щ

П

# 山口県公安委員会告示第七号

山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、 から施行する。 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示 (昭和四十一 平成二十五年四月一日 年

平成二十五年三月二十二日

Щ 県 公 安 委 員

会

表山口県防府警察署の部中関交番の項の次に次のように加える。

番田大崎交 高防 井市大字

大字高井、大字大崎、大字佐野丘三丁目、自由ケ丘四丁目、大字上右田、防府市のうち自由ケ丘一丁目、自由ケ丘 大字下右田、一丁目、自由ケ

同部北部交番の項所管区の欄中「、幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生本町、 丁貝 目」を、「向洋町三丁目」の下に「、羽山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三 下に「貴船町三丁目、貴船町四丁目、山の口町、」を、「栄町」の下に「、向洋町一丁 同項位置の欄中「向洋町三丁目」を「羽山町」に改め、 に改め、同部下関駅警備派出所の項を削る。 下町」及び「、汐入町、金比羅町、 表山口県下関警察署の部大坪交番の項名称の欄中「大坪交番」を「幡生交番」に改め、 西部交番」を「下関駅交番」に改め、同項位置の欄中「今浦町」を「竹崎町四丁目」 表山口県防府警察署の部右田警察官駐在所の項及び大崎警察官駐在所の項を削り、 幡生宮の下町、汐入町、 後田町四丁目、後田町五丁目、石神町、幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生本 金比羅町、 大坪本町」を削り、 大坪本町」を加え、同部後田交番の項を削り、 同項所管区の欄中「のうち」の 同部西部交番の項名称の欄中 幡生宮の

平成二十五年三月二十二日発行平成二十五年三月二十二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁